

災害援護資金貸付償還事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「条例」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定める事項のほか、災害援護資金貸付償還事務に関し、必要な事項を定める。

(繰上償還の方法)

第2条 借受人が希望したときは、条例第15条第1項ただし書きの規定により、月賦にすることができる。

(分割納付申請)

第3条 前条の規定によるときは、分割納付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 分割納付申請書は、借受人又は連帯保証人が提出できるものとする。

(分割納付決定)

第4条 市長は、前条第1項の規定により申請書の提出を受けたときは、分割納付の承認又は不承認を決定し、その結果を、分割納付承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(利子)

第5条 月賦により償還するときの利子の月額は、半年賦で算出された利子を返還月数で除した金額とする。

附 則

この要領は、平成29年 7月 24日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年 1月 4日から施行する。

(様式第 1 号)

分割納付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は記名押印してください。

次のとおり災害援護資金貸付償還金の分割納付について申請します。

未 償 還 額	円
返 還 方 法	月 賦
希望する償還方法	<p>年 月 日から 年 月 日まで の間、毎月 円をその月の納期限までに納入しま す。</p> <p>※月額は、半年賦で算出された償還額を、償還月数で除した 金額。これにより端数が生じた場合は、半年賦の初月に加算し ます。</p> <p>なお、分割納付について償還を怠ったときは、当該債務の全 部又は一部について納期限を繰り上げられても、異議を申し立 てません。</p>

(様式第2号)

第 号
年 月 日

分割納付承認（不承認）通知書

住 所

氏 名

様

千葉市長

年 月 日付分割納付申請書により申請のあった、災害援護資金貸付償還金に関する分割納付については、

下記の条件を付して次のとおり承認します。

下記の理由により承認できません。

未 償 還 額	円
償 還 方 法	月 賦
月 賦 の 内 容	年 月 日から 年 月 日までの間、毎月円をその月の納期限までに納入すること。 ※月額は、半年賦で算出された償還額を、償還月数で除した金額。これにより端数が生じた場合は、半年賦の初月に加算する。

記

- 1 分割納付について返還を怠ったときは、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることがあります。
- 2 不承認の理由